

## 武道館室利用料

区分		時刻	9時から 12時まで (円)	12時から 17時まで (円)	17時から 21時まで (円)	9時から 17時まで (円)	12時から 21時まで (円)	9時から 21時まで (円)	
普通 使用料	貸切 の場合	入場料無料の 場合	アマチュアス ポーツ	1,200	1,800	2,400	3,000	3,600	4,800
			文化的行事	1,200	1,800	2,400	3,000	3,600	4,800
			その他	3,600	5,400	7,200	9,000	10,800	14,400
	入場料有料の 場合	アマチュアス ポーツ	1,800	2,700	3,600	4,500	5,400	7,200	
		文化的行事	3,600	5,400	7,200	9,000	10,800	14,400	
		その他	9,000	13,500	18,000	22,500	27,000	36,000	
	市内の小中高 等学校が使用 する場合	アマチュアス ポーツ	300	450	600	750	900	1,200	
		文化的行事	600	900	1,200	1,500	1,800	2,400	
		その他	2,500	3,750	5,000	6,250	7,500	10,000	
	販売、その他営利行為を行う場合			14,000	21,000	28,000	35,000	42,000	56,250
貸切 以外	団体が 使用する場合 (20人以内)	児童生徒	1時間につき150円						
		一般	1時間につき300円						
	個人が使用する場合		1時間につき児童生徒20円、一般50円						
特別 使用料	1.休日使用料 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月3日までに、その他の催しに利用する場合は、普通使用料の額の2割に相当する額(100円未満の端数は切り上げる)を別に徴収する。 2.電気料及び暖房料 電気を使用する場合又は暖房を使用する場合は、実費を基準として館長が定める額を別に徴収する。								

### 備考

「入館料等を徴収する場合」とは、入場料、会費もしくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝、その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

## 会議室・控室利用料

区分		時刻・場所	9時から 12時まで (円)		12時から 17時まで (円)		17時から 21時まで (円)		9時から 17時まで (円)		12時から 21時まで (円)		9時から 21時まで (円)	
			会議室	控室	会議室	控室	会議室	控室	会議室	控室	会議室	控室	会議室	控室
入場料無料の場合	アマチュアス ポーツ	100	200	120	300	200	400	200	400	200	400	250	500	
	その他	1,000	2,000	1,500	3,000	2,000	4,000	2,500	5,000	2,500	5,000	3,500	7,000	
有 入場料無料の場合	アマチュアス ポーツ	1,000	2,000	1,500	3,000	2,000	4,000	2,500	5,000	2,500	5,000	3,500	7,000	
	その他	1,500	3,000	2,000	4,000	2,500	5,000	3,500	7,000	3,500	7,000	4,500	9,000	
販売、その他営利行為			2,500	5,000	3,000	6,000	3,500	7,000	5,000	10,000	5,000	10,000	6,000	12,000

### その他

上記第1項及び第2項以外の館内の一部を使用して販売、その他の営利行為を行う場合、1日につき3,000円